

治療と仕事の両立支援指針作成検討会 開催要綱

1 目的

高齢者の就労の増加等を背景に、病気を治療しながら仕事をする労働者が年々増加し、病気になっても働き続けることのできる環境を整備することの重要性が高まっている。

職場における治療と仕事の両立支援については、平成28年2月にガイドラインを公表し、事業主の取組を推進してきたところ。令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法（施行日は令和8年4月1日）により、事業主に対して、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るため必要な指針（以下、「治療と仕事の両立支援指針」という。）を定めることとされた。

このため、有識者からなる検討会を開催し、治療と仕事の両立支援指針の内容について検討を行うこととする。

2 検討内容

- (1) 治療と仕事の両立支援指針の作成
- (2) その他関連する事項について

3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、議事を整理する。
- (3) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 本検討会には、必要に応じて別紙に掲げる構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

- (1) 本検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・法人情報の保護の観点等から、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断したときは、非公開で実施することができるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

治療と仕事の両立支援指針作成検討会 構成員名簿

江口 尚 産業医科大学産業生態科学研究所産業精神保健学研究室教授

金子 善博 独立行政法人労働者健康安全機構 産業保健ディレクター

近藤 明美 近藤社会保険労務士事務所 代表

砂原 和仁 一般社団法人日本経済団体連合会 労働法規委員会労働安全衛生部会労働災害WG 座長

辻本 由香 一般社団法人全国がん患者団体連合会 監事

東 敏昭 一般財団法人西日本産業衛生会 特別顧問

増田 将史 株式会社 Smart OHW 代表取締役

松岡かおり 公益社団法人日本医師会 常任理事

山脇 義光 日本労働組合総連合会 労働法制局長

(五十音順：敬称略)